国土入企第２８号
平成２７年１月３０日

日本行政書士会連合会会長　殿

国土交通省土地・建設産業局長

適正な価格による工事発注について

本日、平成 27 年２月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）を決定・公表しました。これは、公共事業の積算に用いる労務費の単価であり、約 16 万人の技能労働者の賃金実態調査に基づいて、原則毎年度、各都道府県・51 種ごとに決定しているもので、新労務単価は、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で 4.2%、被災三県の平均では 6.3%の上昇となったところです。これにより、平成 24 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 28.5%、被災三県の平均では 39.4%の上昇となります。

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、著しい低価格による受注が増加し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者は大きく減少しています。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、このままでは、施工に必要な技能労働者の不足が一層激しくなり、近い将来、建設工事の円滑な施工に支障を生じるとともに、工事の品質にも影響が及ぶおそれがあります。

また、公共事業に関しては、平成 26 年６月４日、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）、建設業法（昭和２４年法律第１００号）等の改正が行われ、公共工事品質確保法において、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保が基本理念として追加されたところです。

工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保については、公共工事又は民間発注工事を問わず建設産業を巡る共通の課題であり、現在の労務費の上昇は、上記の通り、低価格受注のしわ寄せで著しく下落した技能労働者の賃金が回復しつつあること等によるものであるところ、工事の品質確保及び将来にわたる担い手確保のためには、適正な水準の賃金が発注価額に適切に織り込まれることが必要です。

3．消費税の適切な支払い

平成26年4月1日の消費税率の引き上げに関連して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行されたところです。引き続き、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行っていただくようお願い致します。

建指　第　９２８-４号
平成２７年　２月　３日

茨城県行政書士会長　殿

茨城県土木部長

開発審査会付議基準の一部改正について（通知）

標記について，別添のとおり茨城県開発審査会付議基準の「提案基準」を一部改正し，平成２７年４月１日から施行することとしたので貴会会員に周知願います。

なお，改正した「提案基準」については，茨城県土木部都市局建築指導課のホームページhttp://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class13/に掲載されますので，適宜活用願います。

※添付資料：改正概要，改正基準

担当：茨城県土木部都市局建築指導課
宅地グループ
電話　029-301-4732

茨城県開発審査会付議基準の改正概要

■改正の概要

本県においては，都市計画法第 34 条 14 号の規定に基づき，開発審査会付議基準として「提案基準」と「包括承認基準」を定めている。これらの基準は，国土交通省が定めている「開発許可制度運用指針」を踏まえ，開発審査会に付議する基準を定めたものであるが，今回そのうち「提案基準」の一部について，各処分庁の現状に合わせた改正を行う。

■改正の内容

・提案基準７　廃棄物処理施設の取扱いについて【改正】

本基準を適用する案件は，建築基準法第 51 条ただし書き許可を必要とすることが多く，建築基準法第 51 条ただし書き許可の許可要件と整合が取れるよう，一部を改正する。

これまで「車道幅員」5.5mとしていた前面道路の要件について，「道路幅員」6.0mとし，建築基準法第 51 条ただし書き許可の許可要件と整合させる。また，解説に規定されていた住宅・住戸係数について削除する。

・提案基準１１　工業団地周辺における運送業の施設の取扱いについて【新基準】

近年，市街化調整区域に立地する運送業の駐車場が散見される。建築物を設置しなければ開発許可制度の対象とならないが，当初は無蓋（建築物を伴わない）駐車場のみであっても，その後，管理用建築物が必要となったことによる相談が増加している。そのため，道路，排水施設等の社会基盤が一定程度整備されており，運送業の施設の立地需要も高い工業団地周辺に，管理施設の立地を認める基準を策定する。

・提案基準１２　その他特に定めのないものの取扱いについて【改正】

「提案基準１１　工業団地周辺における運送業の施設の取扱いについて」を策定するにあたり，現行の提案基準１１について番号を繰り下げて提案基準１２と改める。また，解説の文言について，法令の趣旨を踏まえた表現に改めるとともに，現段階において適切と考えられる適用事例を記載する。

■施行日

平成２７年４月１日

＿＿＿の部分が改正部分を示す

提案基準７新旧対照表

新	旧
提案基準7　廃棄物処理施設の取扱いについて （平成7 年10月1 日施行） （適用の範囲） 第1　略 （立地） 【中間処理施設　（積替保管施設を含む。）及び破砕業の施設】 第2　略 2　略 3　略 4　敷地は，原則として幹線道路に接続する道路幅員6 メートル以上の道路に面すること。 【最終処分場に付属する管理施設】 第2 －2　略 2　略 3　略 （施設の規模等） 【中間処理施設（積替保管施設を含む。）及び破砕業の施設】 第3　略 2　略	提案基準7　廃棄物処理施設の取扱いについて （平成7 年10月1 日施行） （適用の範囲） 第1　略 （立地） 【中間処理施設　（積替保管施設を含む。）及び破砕業の施設】 第2　略 2　略 3　略 4　敷地は，原則として幹線道路に接続する車道幅員5.5メートル以上の道路に面すること。 【最終処分場に付属する管理施設】 第2 －2　略 2　略 3　略 （施設の規模等） 【中間処理施設（積替保管施設を含む。）及び破砕業の施設】 第3　略 2　略

1

＿＿＿の部分が改正部分を示す

提案基準７新旧対照表

3　略 【最終処分に属する管理施設】 第3 －2　略 2　略 付　則 1　この基準は，平成27年4 月1 日から施行する。	3　略 【最終処分に属する管理施設】 第3 －2　略 2　略 付　則 1　この基準は，平成26年4 月1 日から施行する。

2

＿＿＿の部分が改正部分を示す

提案基準７新旧対照表

提案基準 7 の解説	提案基準 7 の解説
（立　地） 第2 3 住宅等がないこと 市街化区域（工業地域，工業専用地域を除く）から150m以上離れていること，かつ集落又は住宅団地などが150m以内に無いこと。	**市街地的な土地利用が想定されない場合の運用基準** (1) 「住宅等がないこと」 集落又は住宅団地等がないことであり，下記のいずれの条件も満足するもの。 ① 市街化区域から150m以上離れていること。ただし，当該市街化区域が工業地域，工業専用地域の場合は除く。 ② 住宅・住戸係数の和は，次に示す数値以下であること。 $J_{100}=\sum_{i=1}^{n}\frac{1}{r_1}\leqq 0.05$ $J_{150}=\sum_{i=1}^{n}\frac{1}{r_1}\leqq 0.1$ J_{100}；100以内の住宅・住戸係数の和 J_{150}；150以内の住宅・住宅係数の和 r_1；住戸敷地までの最短距離 $1/r_1$：住宅・住戸係数 ・戸建住宅は，１戸とする。 ・共同住宅は，住戸数とする。（一時的な空き家を含む。） ・寮・寄宿舎は，（収容定員数÷４）とする。 ・老人ホームなどは，（ベット数÷４）とする。 ・店舗，事務所……は，実態に即して考慮する。（原則１戸）
3 学校等がないこと 小・中学校，高等学校，幼稚園，専門学校，大学，養護学校や，保育所などが150m以内に無いこと。	(2) 「学校等がないこと」については，小・中学校，高等学校，幼稚園，専門学校，大学，養護学校や，保育所などが150m以内にないこと。

＿＿＿の部分が改正部分を示す

提案基準７新旧対照表

また，主要な通学路（スクールゾーン）がどうなっているかを総合的に考慮する必要がある。	また，主要な通学路（スクールゾーン）がどうなっているかを総合的に考慮する必要がある。
3 病院等がないこと 入院患者等に配慮して，入院設備のある診療所（ベット数19以下）などについても150m以内に無いこと。 距離の測定は，各建築物の敷地間で行う。 敷地には，路地状部分を含めない。	(3) 「病院等がないこと」については，入院患者等に配慮して，入院設備のある診療所（ベット数19以下）などについても150m以内にないこと。 距離の測定に当たっては，各建築物の敷地間距離とする。 敷地には，路地状部分を除く。
3 地形・地物等からみて周辺施設等に対する影響が少ないと認められる場合 処理施設の用途によっても影響範囲は違うので，施設ごとに判断を要する。	地形・地物等からみて周辺施設等に対する影響が少ないと認められる場合 (1) 処理施設の用途によっても影響範囲は違うので，施設ごとに判断を要する。
4 前面道路幅員について 敷地は原則として幹線道路に接続する道路幅員６ｍ以上の道路に面することとするが，以下のような場合には許可できるものとする。 大型車両等の通行に支障のないよう，道路の拡幅又は待避所等の設置を行う場合。	前面道路幅員について (1) 敷地は原則として幹線道路に接続する車道幅員5.5m以上の道路に面することとするが，以下のような場合には許可できるものとする。 大型車両等の通行に支障のないよう，道路の拡幅又は待避所等の設置を行う場合。

提案基準1 1　工業団地周辺における運送業の施設の取扱いについて

（平成27年4 月1 日施行）

（適用の範囲）

第1　この基準は，既に相当数の工場等が立地している工業団地（主として工場等の敷地として利用するために整備された一団の土地であって，次の要件のいずれにも該当するもの）周辺における貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第2 条第2 項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6 項の特別積合わせ貨物運送に該当するものを除く。）の用に供する無蓋車庫（駐車場）の管理施設（以下「運送業の施設」という。）を対象とする。

（1）　都市計画事業の施行として整備されたものまたは開発許可を受けて整備されたもの

（2）　運送業の施設が立地できる未処分地（未利用地）が無い又は未処分地（未利用地）が有っても適地が無いと認められるもの

（3）　開発区域の面積が5 ha 以上のもの

（立　地）

第2　申請に係る土地（以下「申請地」という。）は，次の要件のいずれにも該当するものであること。

（1）　工業団地の周辺500メートルの範囲内に存すること。

（2）　歩車道の分離された幅員9 メートル以上の既存道路（近隣の学校に通う児童・生徒が通学に利用する主要な道路でないものに限る。）に面すること。

（3）　申請地を包含する地域の都市計画，市町村における総合計画及び都市計画マスタープラン等に定める土地利用計画上支障が無く，かつ周辺の土地利用と整合していることについて，その旨の市町村長の意見書が付されていること。

（申請に係る建築物の規模等）

第3　申請に係る建築物は，次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

（1）　運送業の施設として必要最低限の規模であり，延べ面積は 100 ㎡以内であること。ただし，関連法の規定により整備が必要であるなど，合理的な理由がある場合はこの限りでない。

（2）　規模，構造及び設計等が運送業の施設として適切であること。

（申請地の面積）

第4　申請地の面積は1,000㎡未満であること。

（その他）

第5　対象とする工業団地及び申請地の周辺500m の範囲内に運送業の施設が立地できる用途地域や地区計画などが指定されている場合は，原則としてこの基準による取り扱いの対象としない。

付　則

1　この基準は，平成27年4 月1 日から施行する。

提案基準1 1 の解説

（適用の範囲）

第1

（2） 未処分地（未利用地）が有っても適地が無い

工業団地内の未処分地（未利用地）と規模が合わない場合等をいう。

（立　地）

第2

（1） 工業団地の周辺 500 メートルの範囲内に存すること

原則として，工業団地から 500m の範囲内に申請地の過半が存することをいう。

（申請に係る建築物の規模等）

第3

（1） 運送業の施設として必要最低限の規模

無蓋車庫の管理施設を運営する上で，必要な部屋のみを最低限の面積で整備することをいう。

＿＿＿の部分が改正部分を示す

提案基準１２新旧対照表

新	旧
提案基準１２　その他特に定めのないものの取扱いについて （昭和62年４月１日施行） （適用の範囲） 第1　提案基準1 から１１及び包括承認基準のいずれにも該当しない事案について具体的にその目的，規模，位置等を総合的に検討し周辺の市街化を促進する恐れがないと認められ，かつ市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為又は建築物の建築であって，特に知事がやむを得ないと認めたものについて適用する。 付　則 1　この基準は，平成27年４月１日から施行する。 提案基準12　の解説 本基準による許可について 知事がやむを得ないと認めたもの 都市計画法第34条1 号から13号，提案基準及び包括承認基準に該当しないが，その目的，規模，位置等を総合的に検討し周辺の市街化を促進する恐れがないと認められ，かつ市街化区域内において	提案基準１１　その他特に定めのないものの取扱いについて （昭和62年４月１日施行） （適用の範囲） 第1　提案基準1 から１０及び包括承認基準のいずれにも該当しない事案について具体的にその目的，規模，位置等を総合的に検討し周辺の市街化を促進する恐れがないと認められ，かつ市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為又は建築物の建築であって，特に知事がやむを得ないと認めたものについて適用する。 付　則 1　この基準は，平成26年４月１日から施行する。 提案基準11　の解説 本基準による許可について (1)　提案基準，包括承認基準に準ずる施設 提案基準，包括承認基準の基準に一部該当しないが，概ね該当する内容で，かつ，具体的にやむを得ない事情があるものの場合は，予定地の面積及び予定建築物の規模が各々の基準の範囲内で認め

＿＿＿の部分が改正部分を示す

提案基準１２新旧対照表

行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為又は建築物の建築であって，市街化調整区域に立地させることがやむを得ないと認められるものについて適用する。 ［適用事例］ ・提案基準9 と提案基準10の複合 工場，流通業務施設及び研究開発施設について，提案基準9 と提案基準10のすべての要件に適合し，当該用途間における用途変更と併せての敷地拡張を行う開発行為等がやむを得ないと認められる場合 ・廃止となった公共建築物の用途変更 周辺環境への影響が少ない施設への用途変更であって，所在市町村の都市計画マスタープラン等に明確に適合する場合	るものとする。 (2)　第 2 種特定工作物の利用増進上必要不可欠な宿泊施設 利用目的及び利用者の属性から宿泊機能が必要不可欠であり，かつ，市街化区域等における宿泊施設だけでは円滑な対応が困難である場合には，当該工作物の敷地内に建築する宿泊施設は認めることとする。

写

建　指　第１００８号
平成２７年２月２０日

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会長　殿
公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部長　殿

茨城県土木部都市局建築指導課長

宅地建物取引業法第１５条第１項に規定する専任の取引主任者の
専任性について

日頃から宅地建物取引業の適正な運営と業界の健全な発展に格別なご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて，専任の取引主任者につきましては，宅地建物取引業を営む事務所に常勤して主として専ら宅地建物取引業に従事することを要件としており，その他の業務を兼務することについては，国の通知（別記　1）に例示されたケースを対象として認めてきたところですが，専任性については，業務の実態を踏まえ，判断することが適当であることから，平成２７年４月１日より，専任の取引主任者が，営業（勤務）の時間外等，宅地建物取引業が行われていない間に，他の業務を行うことは，他の業務量等を斟酌の上，その専任性に影響を及ぼさない場合に限り，差し支えないものとして取り扱うことといたします。

なお，現在，宅地建物取引業法（以下「法」という。）第１５条で規定している「取引主任者の設置」につきましては，平成２７年４月１日に，法の一部を改正する法律が施行されることにより，法第３１条の３「宅地建物取引士の設置」において規定されることとなります（別記　2）ので，併せてご承知おき願います。

【問合せ先】
茨城県土木部建築指導課
監察・免許グループ
TEL.:029-301-4722（直通）

別　記

1　宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（抄）

（平成 13 年国土交通省総動発第 3 号　最終改正 平成 26 年国土動第 96 号）

第１５条第１項関係

3　「専任の取引主任者」の専任性について

「専任」とは、原則として、宅地建物取引業を営む事務所に常勤（宅地建物取引業者の通常の勤務時間を勤務することをいう。）して、専ら宅地建物取引業に従事する状態をいう。ただし、当該事務所が宅地建物取引業以外の業種を兼業している場合等で、当該事務所において一時的に宅地建物取引業の業務が行われていない間に他の業種に係る業務に従事することは差し支えないものとする。

また、宅地建物取引業の事務所が建築士事務所、建設業の営業所等を兼ね、当該事務所における取引主任者が建築士法、建設業法等の法令により専任を要する業務に従事しようとする場合及び個人の宅地建物取引業者が取引主任者となっている宅地建物取引業の事務所において、当該個人が同一の場所において土地家屋調査士、行政書士等の業務をあわせて行おうとする場合等については、他の業種の業務量等を斟酌のうえ専任と認められるものを除き、専任の取引主任者とは認められないものとする。

2　宅地建物取引業法（抄）　新旧比較

改　正（平成２７年４月１日施行）	現　　行
（宅地建物取引士の設置）	（取引主任者の設置）
第三十一条の三　宅地建物取引業者は、その事務所その他国土交通省令で定める場所（以下この条及び第五十条第一項において「事務所等」という。）ごとに、事務所等の規模、業務内容等を考慮して国土交通省令で定める数の成年者である専任の宅地建物取引士を置かなければならない。	第十五条　宅地建物取引業者は、その事務所その他国土交通省令で定める場所（以下この条及び第五十条第一項において「事務所等」という。）ごとに、事務所等の規模、業務内容等を考慮して国土交通省令で定める数の成年者である専任の取引主任者（第二十二条の二第一項の宅地建物取引主任者証の交付を受けた者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。
2　（略）	2　（略）
3　（略）	3　（略）

事　務　連　絡
平成２７年２月２３日

茨城県行政書士会長　殿

茨城県土木部都市局建築指導課長

宅地建物取引業法第１５条第１項に規定する専任の取引主任者の
専任性の判断について

日頃から建築行政の推進に格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記の件について，平成２７年２月２０日付で，別添のとおり不動産関係団体に通知しましたので，お知らせします。

【問合せ先】
茨城県土木部都市局建築指導課
監察・免許グループ
電話：029-301-4722（直通）

水 土 第 462号
平成27年３月２日

各 位

茨城県企画部水・土地計画課長
（ 公 印 省 略 ）

国土利用計画法に基づく届出の市町村への権限移譲の周知について（依頼）

土地行政の推進につきましては，日頃より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて，国土利用計画法に基づく届出制度につきましては，手続きの簡素化を図るため，県から市町村への権限移譲を進めており，現在のところ41市町村への審査等の権限が移譲されておりますが，平成27年４月１日から新たに『石岡市，城里町，河内町』の３市町が加わることで，県内全市町村に当該権限が移譲されることになります。

この結果，届出に必要な「土地売買等届出書」や「添付書類」については，県内全市町村で各１部になります。

なお，届出につきましては，無届や期限後届出が依然として多い状況にありますので，これら届出制度の貴会員への周知について，特段の御配慮をお願いいたします。

また，届出制度の詳細は，県のホームページに掲載しておりますので，御活用ください。

【届出部数について】

	平成27年３月31日まで	**平成27年４月１日から**
届出部数	各２部　又は　各１部 （届出先の市町村により異なる。）	**各１部**

【茨城県企画部水・土地計画課ホームページ】
http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/kikaku/mizuto/index.html

【お問い合わせ先】
茨城県企画部水・土地計画課
住　所：水戸市笠原町978番６
電　話：029-301-2613（直通）
ＦＡＸ：029-301-2629

監　第　９７８　号
平成２７年３月６日

茨城県行政書士会
　会長　國　井　　豊　殿

茨 城 県 土 木 部 長

建設業許可等に係る事務手続の改正に係るお知らせについて

平成２７年４月１日より，改正建設業法等の施行に伴い，建設業許可等に係る事務手続が改正されることから，別添のとおり改正内容についてのお知らせを作成し，監理課建設業担当ホームページに掲載しましたので，参考までに通知いたします。

※監理課建設業担当ホームページ
http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class01/kensetsugyo_main.htm

建設業者の皆様へ

国土交通省
茨　城　県

平成27年4月1日より、改正建設業法が施行されます

※　解体工事業の新設については、平成28年春頃施行予定

Ⅰ．許可（更新）申請書や添付書類が変わります

➢ 必要書類が追加されます
- ✓従来の取締役に加え、顧問、相談役や、100分の5以上の個人の株主等に関する書類が必要となります
- ✓営業所専任技術者の一覧表の作成が必要となります

➢ 書類が簡素化されます
- ✓役員や使用人の略歴書が大幅に簡素化され、経営業務管理責任者を除き、職歴の記載が不要となります
- ✓役員や使用人の一覧表に生年月日や住所の記載が不要となります
- ✓財務諸表に記載を要する資産の基準が100分の1から100分の5に緩和されます

➢ 営業所専任技術者の証明が監理技術者資格者証によっても可能になります

➢ 大臣許可業者の許可申請書等の提出部数が正本１部、副本１部に削減されます

Ⅱ．一般建設業の技術者（主任技術者）の要件が緩和されます

➢ 型枠施工の技能検定が大工工事業の技術者要件に追加されます

➢ 建築板金（ダクト板金作業）の技能検定が管工事業の技術者要件に追加されます

Ⅲ．施工体制台帳の記載事項が追加されます

➢ 外国人建設就労者・外国人技能実習生の従事の有無の記載が必要になります（再下請通知にも記載が必要。）

Ⅳ．暴力団の排除が徹底されます

➢ 役員等（取締役のほか、顧問、相談役等を含む。）に暴力団員や過去５年以内に暴力団員だった者が含まれている法人、暴力団員等である個人、さらに、暴力団員等に事業活動を支配されている者については、許可を受けられなくなります。また、事後に発覚した場合には許可が取り消されることになります

Ⅴ．許可申請書等の閲覧制度が見直されます

➢ 個人情報が閲覧対象から除外されます

➢ 大臣許可業者の許可申請書等の閲覧が都道府県ではできなくなります
（建設業者の主な情報は国土交通省のホームページで検索可能です）

詳しくはこちら　（検索サイトで「建設業法改正」で検索）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

お問い合せ先

国土交通省土地・建設産業局建設業課　０３－５２５３－８１１１（内線２４７５６）
茨城県土木部監理課建設業担当　０２９－３０１－１１１１（内線４３３４）

公共工事を受注される建設業者の皆様へ

国土交通省　茨城県

平成27年4月1日より、改正建設業法・改正入札契約適正化法が施行されます

Ⅰ．経営事項審査の審査項目が追加されます

➢ 若手技術者・技能労働者の育成・確保の状況が審査項目に追加されます
- ✓ 満35歳未満の技術職員が15%以上いる場合には加点対象になります
- ✓ 満35歳未満の技術職員が審査対象年度に1%以上新たに加わった場合には加点対象になります

➢ 評価対象となる建設機械の種類が追加されます
- ✓ 加点対象となる建設機械に、移動式クレーン、大型ダンプ車、モーターグレーダーが追加されます

※これらに伴い、申請様式が変更されます
※平成27年4月1日から7月29日までの間、再審査が受けられます

Ⅱ．入札時に入札金額の内訳書の提出が必要になります

➢ すべての公共工事の入札において、入札の際に、入札金額の内訳書の提出が必要となります

※詳細は各発注者にお問い合わせ下さい

Ⅲ．施工体制台帳の作成・提出が小規模工事でも必要になります

➢ 公共工事については、下請契約を締結する全ての元請業者が、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することが必要となります

＜参考＞改正公共工事品質確保法について

平成26年6月に「公共工事品質確保法」が改正されました。この法律により、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な確保を図るため、
- *予定価格の適正な設定（歩切りの禁止等）*
- *ダンピング対策の強化*
- *適正な工期設定や設計変更*

などが発注者の責務として規定されました。

詳しくはこちら　（検索サイトで「建設業法改正」で検索）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

お問い合せ先

国土交通省土地・建設産業局建設業課　０３－５２５３－８１１１（内線２４７５６）
茨城県土木部監理課建設業担当　０２９－３０１－１１１１（内線４３３４）

茨城県警察からのお知らせ
～警察署の統合について～

平成27年4月1日にひたちなか東警察署とひたちなか西警察署が統合し、「ひたちなか警察署」が開署します。

現在のひたちなか西警察署の庁舎が、統合後の『ひたちなか警察署』の庁舎となり、那珂湊地区には『那珂湊警察センター』を開庁します。

Q　那珂湊警察センターではどんな業務をするのですか？

A　【那珂湊警察センターの業務・特徴等】

- ○　パトロール体制を強化します。
- ○　運転免許の更新等ができます。
- ○　道路使用許可の一部（祭礼関係）の申請ができます。
- ○　被害の届出や各種相談ができます。
- ○　広い来訪者駐車場があります。
- ○　広いコミュニティスペースがあります。

【那珂湊警察センター庁舎】

住所：ひたちなか市田中後39-10
（平成27年４月１日から運用開始）

Q　ひたちなか東警察署の窓口業務はいつまで受け付けるのですか？

A　【ひたちなか東警察署の窓口業務受付】

- ○　運転免許関係、車庫証明申請、道路使用許可申請 ⇒ ３月２７日（金）まで受付（３月30日（月）、31日（火）は ひたちなか西警察署窓口で受け付けます。）
- ○　その他の申請については、警察署へ御確認下さい。

※　運転免許関係は、他の警察署や運転免許センターでも受け付けています。各種申請手続はお早めにお願いします。

IBARAKI POLICE 茨城県警察

茨城県警察本部公式 Twitter
・公式ｱｶｳﾝﾄ @ibarakipolice
・ＵＲＬ http://twitter.com/ibarakipolice

那珂湊警察センター案内図

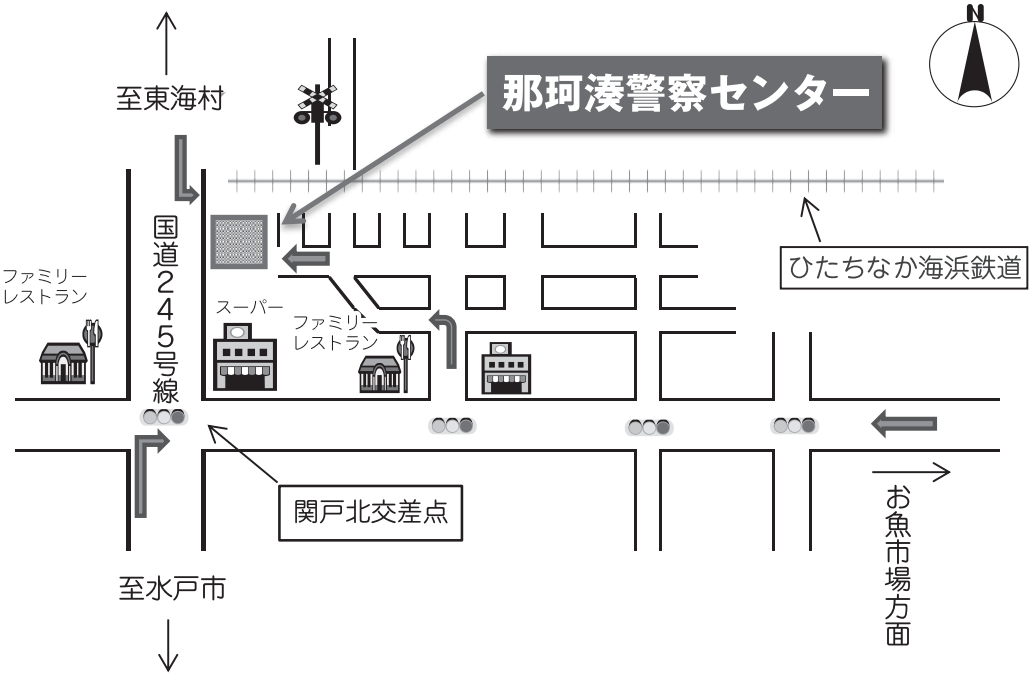

※　**来庁の際は、東海村方面からは国道245号線から直接入れますが、水戸市方面及びお魚市場方面からは、庁舎東側からお回り下さい。**

○　問合せ先

電話番号	3月31日まで	4月1日以降
029−264−0110	ひたちなか東警察署	那珂湊警察センター
029−272−0110	ひたちなか西警察署	ひたちなか警察署

住民の皆様のご協力をお願いいたします。

茨城県警察

茨城県警察本部公式 Twitter

・公式ｱｶｳﾝﾄ @ibarakipolice
・ＵＲＬ http://twitter.com/ibarakipolice

建　指　第　6　号
平成 27 年 1 月 19 日

茨城県行政書士会　様

水戸市長　　高橋　靖

法第 33 条第 1 項第 2 号に係る運用基準の制定について（通知）

平素より本市の宅地開発行政に格別の御協力を賜り，厚くお礼申し上げます。
今般，下記のとおり基準の制定を行いましたので，お知らせします。

記

1　制定する基準

政令第 25 条第 2 号かっこ書の運用基準
政令第 25 条第 2 号ただし書の運用基準
政令第 25 条第 4 号かっこ書の運用基準
省令第 24 条第 5 号ただし書の運用基準

2　施行日

平成 27 年 4 月 1 日

ただし，既存道路の運用基準（政令第 25 条第 2 号ただし書及び政令第 25 条第 4 号かっこ書）については，経過措置（平成 28 年 3 月 31 日までに開発許可申請のあったものについては，なお従前の例によることができる。）を設けるものとします。

※制定の概要については，ホームページに掲載しておりますので，御参照ください。
水戸市役所ホーム＞市役所案内＞各課の業務＞都市計画部＞建築指導課

問合せ先　水戸市都市計画部建築指導課開発指導室
TEL　（029）224－1111（内線 505）

建 指 第 33 号
平成 27 年３月２日

茨城県行政書士会　様

水戸市長　　高橋　靖

都市計画法に基づく開発許可の手引きの公開について（通知）

平素より本市の宅地開発行政に格別の御協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

今般，開発許可事務の円滑化に資するため，都市計画法，都市計画法施行令，都市計画法施行規則等の解説並びに水戸市の条例，規則及び審査基準をまとめた「都市計画法に基づく開発許可の手引き」を公開するとともに，下記の関係基準等の制定改廃を行いますので，お知らせします。

記

１　制定する基準

(1) 法第 34 条第１号運用基準

２　改正する基準

(1) 開発行為の一体性の判断基準

(2) 法第 34 条第９号運用基準

３　廃止する基準等

(1) 市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準

(2) 小規模開発行為における取扱基準

(3) 開発許可関係運用集

４　施行日

平成 27 年４月１日（一部経過措置あり）

※手引き及び基準の内容については，ホームページをご覧ください。

水戸市役所ホーム＞各課の業務＞都市計画部＞建築指導課＞発信している記事一覧

問合せ先　水戸市都市計画部建築指導課開発指導室
TEL　(029) 224－1111（内線 505）

日行連発第１２７８号
平成２７年２月９日

各 単 位 会 長　様

日本行政書士会連合会
会　長　北 山　孝 次
第一業務部
部 長　矢 野　浩 司

適正な価格による工事発注について（お願い）

平成２７年１月３０日付で国土交通省土地・建設産業局より、「適正な価格による工事発注について」という通知があり、その周知依頼がありました。

つきましては、同文書を別添のとおり送付いたしますので、所属会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

また、日行連会員ＨＰにも当該文書を掲載いたしますので、併せてご参照ください。

＜別添資料＞
○「適正な価格による工事発注について」(平成２７年１月３０日・国土入企第２８号)

以上

日行連発第１２９９号
平成２７年２月１３日

各単位会長　殿

日本行政書士会連合会
会長　北山　孝次
総務部
部長　末廣元孝

社労業務経過措置に係る所属該当会員の指導について（お願い）

本会ホームページに設置している「会員・法人検索システム」につきましては、広く国民等が行政書士及び行政書士法人（以下「会員」という。）を簡易・迅速に検索できることを目的に運用しており、当該システムへの登録については、初めに本会より個々の会員に対して登録ログイン用のパスワードを発行して、その後の登録設定は会員個人が行う仕組みとしております。

同システムの検索項目である「主な取扱い業務」は、１２項目の業務別項目（建設業、自動車等）に分類して、登録時に会員が実際に取扱う業務項目を選択する仕組みとなっておりますが、「社会保険・労働保険」につきましては、行政書士として同業務を取り扱えるのは、当然に昭和５５年９月１日改正法施行時点の入会者である会員（以下「社労業務経過措置会員」という。）のみであり、掲載ページ等でもその旨を注意書きとして記載しております。

しかしながら、「社労業務経過措置会員に該当しない会員」や「社会保険労務士兼業者ではあるが社労業務経過措置会員に該当しない会員」による登録が実態として行われていることから、今般、社会保険労務士会より該当会員宛に登録削除の文書要請が行われたケースも生じており、依頼者である国民に誤認を与える恐れもあります。

各単位会におかれましては、所属会員に対して本件の周知徹底と、誤った登録をしている会員につきましては、至急、該当部分の登録削除の手続きを行う旨の会員指導をお願いいたします。

なお、登録ログイン用のパスワードを紛失等で不明な会員につきましては、本会ホームページ内の「サポート＆ご意見」よりメールでの受付・通知を行っておりますので、個別に対応いただくよう申し添えます。

以上、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

以上

日行連発第 1378 号
平成 27 年 3 月 3 日

各 単 位 会 長　様

日本行政書士会連合会
会長　北 山 孝 次
第一業務部
部長　矢 野　浩 司

「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について

今般、国土交通省自動車局より、検査対象外軽二輪車の届出について運用の見直しを行い、「自動車登録業務等実施要領」を一部改正したことについての周知依頼がありましたので、お知らせいたします。各単位会におかれましては、所属会員への周知をお願いいたします。

今回の改正は軽二輪に係る部分のみであり、大きな改正点については以下のとおりです。

＜新規届出＞

・「提出書類」に輸入の事実を証する書面が追加されました。

輸入車については、現在も輸入の事実を証する書面の提出をしていますが、実施要領に正式に記載されました。

・「提出書類」に側車付軽二輪車車両の外観がわかるような図面や写真等が追加されました。

この数年、側車付軽二輪車の要件を満たしていない車両が、現車確認がないのをいいことに側車付軽二輪車として届け出る事例が多いことから、提出書類に追加されることとなりました。

＜返納関係＞

・返納に係る書面は 2 種類ありますが、それらを統合した様式に変更されました。

その他、改正の詳細につきましては下記資料をご確認ください。なお、当該通達の施行は 5 月 1 日からとされておりますが、新規届出に係る部分については施行日を待たずに開始されております。返納に係る新様式については使用開始が 5 月 1 日とされておりますので、旧様式は 4 月末までの使用とし、5 月から新様式をご利用いただくようお願いいたします。

記

＜別添資料＞

○「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改定について
【国自情第 186 号、国自整第 301 号】、平成 27 年 1 月 28 日付

以上

国自情第１８６号の３
国自整第３０１号の３
平成２７年１月２８日

日本行政書士会連合会　殿

国土交通省自動車局長

「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局等に通知しましたので、ご了知いただきますとともに、参加会員への周知方、お願いいたします。

「自動車登録業務等実施要領の制定について」（自動車交通局長通達　平成１８年１月３０日付け国自管第１６６号・国自技第２３２号）
の一部改正について　新旧対照表

新	旧
自動車登録業務等実施要領	自動車登録業務等実施要領
Ⅲ．軽二輪 １．新規届出 １－１．新車（初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合） （１）提出書類 （ア）～（イ）（略） （ウ）輸入の事実を証する書面（輸入自動車の場合に限り必要） （エ）所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書 （オ）使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要） ①～③（略） （カ）使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要） ①～③（略） （キ）側車付軽二輪自動車として届出がなされた車両については、側車付軽二輪自動車に該当する車両であるかを確認する書面として車両の外観（前後・横）、ハンドル、座席、運転席部分の側方開放確認ができる車両の写真又は図面など （ク）事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要） （２）（略）	Ⅲ．軽二輪 １．新規届出 １－１．新車（初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合） （１）提出書類 （ア）～（イ）（略） （ウ）～（オ）（略） （カ）事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要） （２）（略）
１－２．中古車（初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない場合） （１）提出書類 （ア）（略） （イ）返納及び譲渡の事実が同時に確認出来る書面として、以下の事項が記載されている書面 ①返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所 ②所有者の氏名又は名称及び住所 ③使用の本拠の位置 、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩乗車定員、⑪最大積載量⑫自家用又は事業用の別、⑬用途等の区分、⑭総排気量又は定格出力、⑮軽自動車型式認定番号、⑯長さ、幅、高さ、⑰返納事由⑱譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所、譲渡年月日（譲渡があった場合）譲渡人の押印 （ウ）～（カ）（略） （２）（略）	１－２．中古車（初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない場合） （１）提出書類 （ア）（略） （イ）軽自動車届出済証返納済確認書（所有者の変更がある場合は譲渡人印の押印） （ウ）～（カ）（略） （２）（略）
２．（略）	２．（略）
３．軽自動車届出済証返納届 （１）届出書類 （ア）以下の内容が記載された軽自動車届出済証返納証明書交付請求書及び軽自動車届出済証返納届（ただし、車両の滅失・解体の場合は返納及び譲渡の事実が同時に確認出来る書面は不要） ①請求者（使用者）及び返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい） ②所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印 ③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩乗車定員、⑪最大積載量、⑫自家用又は事業用の別、⑬用途等の区分、⑭総排気量又は定格出力、⑮軽自動車型式認定番号、⑯長さ、幅、高さ、⑰返納事由 （イ）軽自動車届出済証 （ウ）車両番号標 （エ）事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要） （オ）その他 ①、②（略）	３．軽自動車届出済証返納届 （１）届出書類 （ア）軽自動車届出済証返納届（ただし、車両の滅失・解体の場合は軽自動車届出済証返納済確認書は不要） ①返納者欄：返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい） ②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印 ③解体の場合は返納届の「解体」欄を囲む （イ）軽自動車届出済証返納証明書交付請求書 ①請求者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい） ②解体の場合は不要 （ウ）軽自動車届出済証 （エ）車両番号標 （オ）事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要） （カ）その他 ①、②（略）

4．転入届出 （1）提出書類 （ア）以下の内容が記載された軽自動車届出済証返納届（旧車両番号用） ①返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい） ②所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印 ③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩乗車定員、⑪最大積載量、⑫自家用又は事業用の別、⑬用途等の区分、⑭総排気量又は定格出力、⑮軽自動車型式認定番号、⑯長さ、幅、高さ、⑰返納事由 （イ）～（ク）（略） （2）（略）	4．転入届出 （1）提出書類 （ア）軽自動車届出済証返納届（旧車両番号用） ①返納者欄：返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい） ②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印 ③所有者の変更を伴わない場合は、軽自動車届出済証返納済確認書は不要 （イ）～（ク）略 （2）（略）
5．転入返納 （1）提出書類 （ア）以下の内容が記載された軽自動車届出済証返納届（旧車両番号用） ①返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい） ②所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印 ③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩乗車定員、⑪最大積載量、⑫自家用又は事業用の別、⑬用途等の区分、⑭総排気量又は定格出力、⑮軽自動車型式認定番号、⑯長さ、幅、高さ、⑰返納事由 （イ）（略） （ウ）以下の内容が記載された軽自動車届出済証返納証明書交付請求書及び軽自動車届出済証返納届（ただし、車両の滅失・解体の場合は返納及び譲渡の事実が同時に確認出来る書面は不要） ①請求者及び返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい） ②所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印 ③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩乗車定員、⑪最大積載量、⑫自家用又は事業用の別、⑬用途等の区分、⑭総排気量又は定格出力、⑮軽自動車型式認定番号、⑯長さ、幅、高さ、⑰返納事由 （エ）軽自動車届出済証 （オ）新使用者の住所を証するに足りる書面 ①～③（略） （カ）使用の本拠の位置を証するに足りる書面 ①～③（略） （キ）車両番号標 （ク）事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要） （ケ）その他 ①、②（略）	5．転入抹消 （1）提出書類 （ア）軽自動車届出済証返納届（旧車両番号用） ①返納者欄：返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい） ②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印 ③所有者の変更を伴わない場合は、軽自動車届出済証返納済確認書は不要 （イ）（略） （ウ）軽自動車届出済証返納届（ただし、車両の滅失・解体の場合は軽自動車届出済証返納済確認書は不要）（新車両番号用） ①返納者欄：返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい） ②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印 ③解体の場合は返納届の「解体」欄を囲む （エ）軽自動車届出済証返納証明書交付請求書 ①請求者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい） ②解体の場合は不要 （オ）軽自動車届出済証 （カ）新使用者の住所を証するに足りる書面 ①～③（略） （キ）使用の本拠の位置を証するに足りる書面 ①～③（略） （ク）車両番号標 （ケ）事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要） （コ）その他 ①、②（略）
6．（略）	6．（略）
7．軽自動車届出済証返納証明書の再交付請求 （1）提出書類 （ア）以下の内容が記載された軽自動車届出済証返納証明書交付請求書 ①請求者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい） ②所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印 ③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩乗車定員、⑪最大積載量、⑫自家用又は事業用の別、⑬用途等の区分、⑭総排気量	7．軽自動車届出済証返納証明書の再交付請求 （1）提出書類 （ア）軽自動車届出済証返納証明書交付請求書 ①請求者欄：請求者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

又は定格出力、⑮軽自動車型式認定番号、⑯長さ、幅、高さ、⑰返納事由 （イ）（略） ※各種用紙の記載について 二輪の軽自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあっては、乗車定員欄及び最大積載量欄は記入しないこと。	（イ）（略）